

平成26年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

平成26年8月11日（月）14:00～

宗像市役所3階第2委員会室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■黒瀬委員	■日高委員	■大方委員	■萩島委員
■花田委員	■清水委員	■新留委員	■安部委員
■吉田(剛)委員	□吉田(晴)委員	□田邊委員	■森山委員(代理)
■江口委員			

次 第

1 開 会

2 議事録署名委員の決定

3 審 議

第1号議案 宗像都市計画下水道の変更（宗像市決定）

第2号議案 宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

4 そ の 他

5 閉 会

配 布 資 料

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 議案書（第1号・2号議案） | ・・・事前送付 |
| 2 参考資料（第1号議案） | ・・・事前送付 |
| 3 参考資料（差し替え） | ・・・当日配布 |
| 4 付議書の写し（第1号・2号議案） | ・・・当日配布 |
| 5 当日配布資料 | ・・・当日配布 |

平成26年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

○事務局

はい、お疲れさまでございます。それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、またお盆前のお忙しい時期にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まずここで審議会の開会に先立ちまして、現在11人の委員のご出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますことを委員の皆様にご報告いたします。また本日、委員番号第13番の福岡県都市計画課課長の赤星委員が所用の為欠席で、技術課長補佐の森山衛様に代理出席をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。なお、委員番号第12番の田邊明子委員は本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

《配布資料の確認》

○事務局

それでは資料お揃いになったようでございますので、会長をお願いいたします。

○会長

それでは改めまして、事務局からご報告のとおり定足数に達しておりますので、ただ今から平成26年度第1回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

次は審議会の議事録署名委員の選出でございますが、運営方針に基づいて決めさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議事録署名委員ですが、運営方針に基づきまして、番号順にお二人ずつお願いをしております。本日は5番委員の花田委員と6番委員の清水委員にお願いしたいと考えております。また議事録の作成方法は今までどおり、原則発言者とその内容すべてを記録し、ホームページ上で公開する方法で行いたいと考えております。

○会長

今ご説明がありましたとおり、議事録署名委員と議事録の作成方法については、そのとおりでよろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは、花田委員と清水委員に議事録の署名委員をお願いいたします。それでは、事務局の方をお願いします。

○事務局

はい。ここで都市建設部長から本日の審議案件につきまして審議会への付議をさせてい

たきます。先ほどお配りしておりました付議書をご覧ください。

《付議書の読上げ》

○会長

それでは付議を受けましたので、審議に入りたいと思います。本日は二つの付議案件がございます。まず第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第1号議案、宗像都市計画下水道の変更についてご説明いたします。お手元の議案書、宗像都市計画下水道の変更の1ページをご覧ください。今回の変更は2の排水区域で区域の拡大を、3の下水管渠で位置表記の変更を、それから4のその他施設でポンプ場の位置の表記の変更とポンプ場の追加を行うものです。

変更内容につきまして、まず2の排水区域の拡大とその他の施設のポンプ場の追加の表の中の4行目、城西ヶ丘中継ポンプ場から神湊、田島の3中継ポンプ場についてご説明いたします。お手元の議案書の2ページをご覧ください。

変更理由でございます。本市の下水道整備は福岡県汚水処理構想に基づき、下水道計画区域においては公共下水道で整備することを目的に鋭意推進中でございます。その結果、平成24年度末での下水道普及率及び水洗化率はそれぞれ95.7%と98.6%となっております。

今回の計画決定では平成25年4月に行った、離島を除く旧玄海町区域を都市計画区域に変更したことに伴い、これまで特定環境保全公共下水道事業で整備を進めてきた旧玄海町区域を公共下水道区域として拡大するとともに旧玄海町区域のポンプ場の決定を行うものでございます。またあわせて、旧宗像市区域で今後下水道事業計画に位置づける山田地区と、現在未決定である既設のポンプ場について決定を行うものでございます。

変更の概要でございます。まず①排水区域の拡大につきましては、都市計画区域に変更された旧玄海町区域の中で玄海処理分区とする301.3ヘクタールと、旧宗像市区域の山田地区を赤間処理分区に追加する8.8ヘクタールを合わせた、合計310.1ヘクタールを排水区域に追加するものでございます。これにより現在の排水区域約2,373ヘクタールを、2,683ヘクタールとするものでございます。

次に②その他施設のポンプ場の追加決定です。すでに供用を開始している城西ヶ丘中継ポンプ場、神湊中継ポンプ場及び田島中継ポンプ場の合計3か所を追加決定するもので、これにより中継ポンプ場は合計6か所となります。今回変更で追加する区域、場所につきまして、本日当日配付資料としてお配りしました資料でご説明いたします。当日配付資料をお願いいたします。当日配付資料1ページでございます。ただ今お配りした資料、宗像都市計画下水道総括図でございます。今回拡大する排水区域、310.1ヘクタールを赤色で表わしております。ご覧のようにほとんどが旧玄海町区域で、旧宗像市区域の中にあります赤色の円は山田地区でございます。

次に、追加するポンプ場の位置でございます。下水道総括図で青色の円の中に示してお

ります3か所が今回追加するポンプ場の位置でございます。青色の中で最も右が城西ヶ丘中継ポンプ場、中の円が田島中継ポンプ場、左が神湊中継ポンプ場となっております。次に2ページをお願いいたします。城西ヶ丘中継ポンプ場の拡大した位置図でございます。城西ヶ丘第2号公園の北西約200メートルに位置しております。次に3ページをお願いいたします。神湊中継ポンプ場の拡大した位置図です。釣川河口の西側約200メートルの位置にあります。次に4ページをお願いいたします。4ページは田島中継ポンプ場の拡大した位置図で、宗像大社の南側約800メートルの位置にあります。

続きまして、各ポンプ場の計画図についてご説明いたします。議案書に戻っていただきまして4ページをお願いいたします。4ページは城西ヶ丘中継ポンプ場の計画図でございます。敷地面積は約800平方メートルでございます。次に5ページをお願いいたします。神湊中継ポンプ場の計画図で、敷地面積は約1,200平方メートルでございます。次に6ページをお願いいたします。田島中継ポンプ場の計画図でございます。敷地面積は約1,000平方メートルでございます。

続きまして議案書の1ページをお願いいたします。3の下水管渠、それから4のその他施設の表の上から用山污水中継ポンプ場、富地原污水中継ポンプ場と第2中継ポンプ場及び最も下の欄になります、宗像終末処理場の変更についてご説明いたします。

変更理由は、施設の位置の名称の変更でございます。お手元の参考資料の3ページをお願いいたします。参考資料3ページ、新旧対照表でございます。ここで施設の位置の名称変更等に関するものでございますが、ここでは変更部分を二段書きにし、現在の内容を括弧書きで上段に、それから変更後の内容を下の段に記入しております。まず3の下水管渠では位置の表記で大字の文字を削除し字名を省略することとなったため、今回の変更で位置を表す起点、それから終点において、大字の文字の削除と字名の省略を行うものでございます。表の宗像污水主要幹線の位置の中の起点では、現行が上段の括弧で宗像市大字田熊字当木となっておりますが、変更により、下の段の宗像市田熊とするものでございます。その他の起点、終点も同様に行うものでございます。それから4に移ります。その他の施設の用山、それから富地原と、第2中継ポンプ場及び宗像終末処理場の位置についても同様に、大字の文字の削除と字名の省略を行うものでございます。なお、この変更により、施設の位置が変わるものではございません。

それから参考資料の1ページをお願いいたします。ここでは計画変更概要の3の数量の増減です。今回の変更で数量の変更をまとめております。まず表の左側、現在の排水区域の2,373ヘクタールに310ヘクタールを追加し、2,683ヘクタールに拡大するものでございます。それから2番目の幹線管渠の数量の変更はございません。3番目のポンプ場は現在3か所ございますけども、面積が1,540平方メートルでございますが、3か所約3,000平方メートルを追加し、合計6か所、面積が約4,540平方メートルになります。最後の処理場の数量の変更はございません。

それから次のページ、参考資料の2ページになりますが、4の縦覧でございます。今回

の計画案について、本年6月3日から6月17日までの間、都市計画法第17条に基づき、公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでしたので申し添えます。

以上で、第1号議案宗像都市計画下水道の変更の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい。ただいま事務局から第1号議案について説明がありましたので、質疑応答に入ります。第1号議案について、事前に質問書は提出されていないとのことです。ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんでしたら審議に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。それでは審議に移りたいと思います。ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

市町村合併に伴う変更ということが主たることで、ほとんど事務的といいますか、地名の変更とかそういった事務的なことですので、これで採決してもよろしいかと思いますがよろしいでしょうか。それでは、第1号議案都市計画下水道の変更について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは異議なしということで第1号議案は可決されました。どうもありがとうございました。続きまして第2号議案について説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案の原町地区の地区計画の決定、宗像市決定につきましてご説明をいたします。

まず初めに、これまでの原町でのまちづくりの経緯につきまして、その概要をご説明いたします。なお、今回の案につきましては、都市計画法第21条の2に規定しております都市計画決定の提案によりまして、地元原町の住民組織が作成した素案に基づき、作成したものでございます。

原町は皆様もよくご存じのとおりだと思いますけれども、旧唐津街道に位置しております。宿場町でありました赤間地区と畦町地区のほぼ中間に位置しており、江戸時代には門前町的なぎわいがあったとも言われており、現在でも歴史・文化的にも宗像市を代表する場所の一つでございます。

この原町の、街なみ景観を次の世代に引き継ごうということで、居住環境の整備改善を図ることを目的にしまして、平成14年度に地元住民の合意によりまして、まちづくり協定というものが締結されております。その具体的なルールといたしましてはそこに書いてありますように、建物の高さを低く抑える、屋根は和風の形態とする、屋根や外壁は落ち着いた色にするということなどを定めております。これは現在でも生きた協定でございます。

では次のスライドですけれども、右側の図をご覧ください。ちょっとわかりにくいので

すが、黒い太線で囲った枠がこのまちづくり協定の区域でございます。この区域におきまして、平成16年度から国土交通省の街なみ環境整備事業を活用いたしまして、スクリーンのイメージでお示ししておりますような、いわゆる修景事業というものを実施してきてまいりました。こちらの写真なんですけれども、その修景事業の一例でございまして、修景前と修景後の比較でございます。建物の本体はもちろん、塀などについてもこのような修景を行っております。この街なみ環境整備事業では、平成16年度から平成24年度で計44件の修景を完了しております。

それでは以上のような原町でのまちづくりの経緯を経まして、今回地元原町から地区計画の提案に至った経緯を簡単にご説明いたします。まずこちらですけれども、お手元の2号議案の3ページの総括図を拡大したものでございます。ご覧のように現在原町は第一種住居地域に属しております、建ぺい率と容積率の制限はございますが、高さの制限がございません。先ほど申し上げたまちづくり協定でございまして、あくまで住民間の紳士協定ということでございますので、現在の街なみにふさわしくないような、例えば大規模な高層建築物の建築を法的に止めることができる担保が存在しないという状況でございます。ということで、現在の地元でのまちなみ景観の形成に関するルールを法的に担保できるものにしようということで、今回地区計画の素案の作成に向けた具体的な取り組みがスタートしたということでございます。

その具体的内容ですけれども、まず平成23年度に地元住民を対象にしましたアンケートを実施しております。このアンケートで景観保全やルールづくりに対する意向把握というものが行われております。また二度にわたりまして住民ワークショップを開催しております。ここで問題意識の共有や法制度の勉強、あるいはルール内容の検討などが行われております。続いて平成24年度ですけれども、地区計画の素案の検討に入りまして、それをもとにまちづくり協定の区域内の班別集会、あるいは全体集会というものを実施しまして、その素案の内容の説明や意見交換などが行われております。そして平成25年度に入りましてからは、地区計画の素案を確定するとともに、今回の提案に必要な3分の2以上の同意を得るため同意書の収集を行っております、最終的に90%を超える同意が得られておるということでございます。このように原町地区の住民の方々が良好な街なみ景観を維持、保全していくために、話し合いや合意形成などの努力を着実に重ねられまして、最終的に平成25年12月に、市の方に地区計画決定の提案を行ったということでございます。

それでは12月に市の方で素案受理しましてから、本日提案しております最終案の作成までの経緯をご説明いたします。まず提案要件の確認というものをしております。本日お配りしております当日配付資料の5ページ以降もあわせてご覧いただければと思います。この提案要件といたしましては、都市計画法第21条の2に基づきましてご覧のとおり4項目でございます。まず1番目、提案者ということで、今回の提案は、地元の土地所有者等ですね。先ほどまちづくり協定を結んでおるといってお話をしたのですが、その協定を運営

するための委員会というものがつくられておりますので、その代表者の方のお名前で提案がされております。土地所有者ということでございます。2番目ですけれども区域面積ということで、都市計画法上の要件は0.5ヘクタール以上ということになっておりますので、今回の提案につきましては6.5ヘクタールということでこの条件を満たしておることを確認しております。3番目はですね、都市計画への適合ということで、都市計画法第13条に定める都市計画基準などに適合することを確認しております。最後に同意率ということで都市計画法では、区域内の土地所有者の人数とその面積それぞれについて、3分の2以上の同意が必要ということとされております。今回の提案では、人数では91.6%、面積では95.91%というそれぞれ同意を得られておりますので、この要件を満たしているということを確認いたしております。それでは提案要件を確認した後でございすけれども、この真ん中ですけれども、まず庁内におけます都市計画提案評価検討会議という会議におきまして、都市計画マスタープランとの適合性ですね。あとは土地所有者への説明状況、周辺環境への配慮などについての評価を行った上で、本年2月の庁議におきまして都市計画決定をする必要があると判断したため、最終的に市として都市計画案を作成しまして、3月から都市計画法の16条の縦覧を行っております。以上が本日の地区計画案の作成に至った経緯でございます。

それでは、今回の地区整備計画につきまして補足説明をさせていただきます。これはお手元の2号議案の1ページの計画書の一部を抜粋したものでございます。まず今回の地区計画の柱であります、高さの制限についてでございますが、建築物の最高限度を13メートル以下としております。これは冒頭から申し上げておりますように、例えばマンションなどの高層建築物がまずは建たないようにするという。そして、あとは区域内にあります既存建築物、これで今最も高いものが12.2メートルとなっております。ということで、これがいわゆる既存不適格にならないようにということで、今回13メートルということで定めているものでございます。次に形態意匠とかき、さくの制限でございますが、街なみに調和した落ち着いた色調とする、あるいは街なみに調和した形状とするということにしておりまして、これは現在の、冒頭で申し上げましたまちづくり協定に定められております内容を地区計画上の表現に合うように今回定めたものでございます。

最後になりますが、今回の計画案を本年6月3日から17日までの間、都市計画法第17条に基づき、公衆の縦覧に供しましたけれども、市民及び利害関係者からの意見書の提出がございませんでしたので申し添えます。

それでは以上で第2号議案についての説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま事務局から第2号議案について説明がありましたので、質疑応答に入りたいと思います。第2号議案について事前に質問書は提出されていないとのことですので、ご質問がありましたらお願いいたします。

○清水委員

はい、なかなか良い地区計画だとは思っていますが、駐車場はどこなのでしょう。観光だから、やはり市内外から来てもらって見ていただきたいということもあろうかと思うのですが。

○会長

ご質問です。よろしくお願いします。

○事務局

そうですね、清水委員からありましたように地元のワークショップ等でも、やはりそういう意見もあったようには聞いております。ただし、今それぞれの店で駐車場を何台分かは確保できておりますし、近隣の商業施設なり、あるいは公民館もございますのでそういったところで対応していくということで、今回の地区計画の中でそれを位置づけるという様なことはしてございません。

○会長

他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

○新留委員

住民の方が長年この街なみを大事に保存していこうという意向が強いというのはすごく感じるんですね。歴史的にもそれを感じますし、今後もそういう意味ではそれを担保できるようにということで、この計画自体に意見は無いのですが、例えば土地所有者の91.6%の方の同意が得られたと。100%になるのは難しいことだと思うのですが、その一割の方々が縦覧等ではご意見は出してないのですが、ワークショップ等、この地区計画をやっていく中での合意形成を図られた中で、この1割の方々がどういった意見をおもちなのか参考までに聞いてみたいのと、もう1点はですね、これまでは国とか市の補助金を受けて街なみの環境整備をやってきましたよね。今後も建物に対する規制が一定かけられますよね。例えば倉庫を造り直したいとか、この地区計画の中の住民の方が思われたときは、今後はその調和のとれた落ち着いたある色合いにしないといけないことに関しては、個人的な形でやるんですかね。そこを教えていただきたいです。

○事務局

はい、まず1点目ですね。先ほど申し上げましたように、今同意率が91.6%ということで、残りの方につきましては、実は11人いらっしゃるんですね。人数的にはですね。その内、もう亡くなられてる方、あとは市外の地権者に郵送したのですが、それが届かなかったと、返ってきたということですね。それともう連絡がどうしてもつかないという方もいらっしゃいますし、あとはご高齢でご説明してもなかなかご理解がいただけないといえますか、ご家族の方にも説明したのですが、やはり最終的には本人の同意が要るということで、最終的にその同意書という形では出てこなかったと。あとは、この中に売買契約中の土地がございまして、自分たちは同意するんだけど、買った後の話、買われた方の話があるので同意書は出しかねるということでですね。そういうことで特に意見は無かったといえますか、繰り返しますが反対者はいなかったという状況でございます。

それと2点目なのですが、先ほどの街なみ環境整備事業につきましては平成24年度で終了いたしております。これは議会の方で一般質問等でも取り上げられたのですが、この10年間の振り返りをまずやりましょうということで、実は今年度また地元の方と一緒にアンケート取りながら、住んでいる方を対象にしたアンケート、それと来外者ですね、原町に来られた方からのご意見をアンケートという形で、8月9月中でとりたいなと思っています。これをもとに今後どうしていくのかということで、今までの事業の評価をしないといけないだろうと思っています。それを踏まえて、またこの事業を活用していくのか、あるいはしていかないのか。していかないとすればどうやって今の街なみをメンテナンスしていくのかといったことを、今年度まず議論をしようということにしております。

○会長

よろしいでしょうか。それでは他にございませんでしょうか。

○森山委員

当日配布資料の5ページの所有権総数の83.33の33について教えていただきたいのですが。

○会長

小数点になっていることの理由ですか。お願いします。

○事務局

これは一つの筆に対して、共有持ち分の関係で1ではない方がいらっしゃるんですね。その方は1としてカウントするわけにいかないので小数点が生じるということでございます。

○会長

1.33とか、そういう人がいるということですね。はい、わかりました。他にございませんでしょうか。

これはさっきの事ですけれども、振り返りとかアンケートをとられて評価をされるということですが、都市計画審議会の方にも結果とか教えていただけるんでしょうか。

○事務局

はい。今回審議していただいておりますので、直近の審議会の方でご報告をさせていただければと思います。

○会長

よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。

提案制度ができて、少し経つと思うんですけれども、本当に中身のある提案ですし、これまで地道に整備をやってこられたということで、本当に良い例ではないかなと思います。余分ですけれども、8月31日と1日に建築学会の方でも、原町を見させていただく予定をもっておりまして、非常に良い例なので今後とも地区計画に格上げして維持メンテナンス、それから更なる発展ができれば都市計画審議会としても非常に好ましいと考えているということですのでよろしいでしょうかね。他にございませんか。はいどうぞ。

○萩島委員

質問なんですけれども、街なみに調和した落ち着いた色調とか調和した形状というのは、具体的には無いわけですが、それはどう判断されるのでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

そうですね、高さは13メートルということで誰が見ても同じ答えが出るのですが、今先生からご質問がありましたように、この審査をどうしていくかというのは、やはり地元の方との調整といいますか、実際は市で審査するわけですが、その基準が確かにはっきりしていないというのがあります。ただし今回の修景事業をするにあたって、今日資料はお配りしていませんけれども、修景のイメージというような絵がありまして、今までもそれに沿った形で、こういう門とか塀の修景をやってまいりましたので、これが一つ基準になるのではなかろうかという気がしておりますし、あとは今までに修景を行った実物が当然サンプルになるでしょうから、そういったところでガイドライン的なものを作って、それで判断していくということになるのではないかと。もし今日議決いただければ10月1日から施行したいと思っていますので、その間に先ほどのまちづくりの運営委員会といいますか、定例会が毎月1度あっておりますので、8月9月ございますので、その中で検討していくということにしております。

○会長

マンセル記号とかを決めるというような方法もあるんでしょうけれども、原町の場合、実物が基準になるといいますか、既にちゃんとした整備をされているので、将来はまた考えないといけないかもしれませんが、発足は今あるものを基準にしていけばやっていけるのかなという気もします。今後また見直しとかやって、もっと良いものになればという気はいたしております。他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

○安部委員

宗像市は景観条例の方向で動いていると思うのですが、この地区計画になった場合にそことの影響というか、方向性は同じだと思うのですが、規格の違いとかいうところがあるのか、そこも加味して動かれているのかどうかの確認と、もう1点は、耐震性の調査に関しては、耐震診断と耐震調査というのは国も進めていますが、古い建物、歴史的な建物を残す時にそういう耐震的なことを、この地区計画をかけたときに推進できるのかどうかというところです。市としては、なるべく安全な建物を建ててほしい、維持してほしいところがあるのですが、そことの影響があるのかないのかということをお教えてください。

○会長

はい、よろしくお願いします。

○事務局

まず1点目でございますが、ご案内のとおり6月議会で景観条例を議決いただきまして、

10月1日から景観計画と景観条例がスタートするということになっております。今回この原町地区につきましては、景観計画上は景観形成一般区域ということになっておりまして、大規模なものだけが届出の対象になって制限を受けると。しかもその制限につきましては非常に緩やかな、形態意匠に関しても落ち着いたものにするということではございませんので、今回の景観計画との整合はとれているということをまずご報告いたします。

それと2点目につきましては、申し訳ございません、そこまでの検討がまだできておりませんので、地元の定例会でもそういった話を今後させていただきたいと考えております。

○会長

はい。耐震も非常に大事な事で、耐震と景観と調和をとっていかないといけない難しい問題だと思いますが大事な事なので、また今後検討していただければと思います。他にございませんでしょうか。質問はこれで終わって審議ということにしたいと思います。審議としてご意見があればお願いいたします。はい、どうぞ。

○新留委員

賛成の立場で要望を。今回は住民の方が主導で、この歴史的な街道、唐津街道からの道筋を保存しようという取り組みの流れがすごく生きづいてるなっていう気がするんですよ。それで、代が変わっても、歴史的な遺産としてこの街道筋っていうのは残してほしいし、宗像市のそういう意味では大切な宝になってくると思うんですよ。ですので、今後も街なみ環境整備事業を総括するという話だったのですが、市も1番のネックは財政的な問題だと思うんですよ。何だかんだ言っても、保存しようと思えばお金もかかりますし。ですから、そういう意味では市の本当に歴史的な遺産として残すという意味合いも含めて、こうした整備事業の総括をきちんとした上で、なおかつそれが保存できる体制を、そういった財政支援も含めて要望しておきたいと思います。

○会長

これは特にお答えはいいですよ。

○新留委員

はい。

○会長

はい、それでは他にご意見ございませんでしょうか。それでは採決の方に移らせていただきたいと思いますけれども、第2号議案都市計画地区計画の決定について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

はい。異議なしということで第2号議案は可決されました。これで本日の議案の審議はすべて終了いたしました。皆様ご協力ありがとうございました。

次にその他ですが事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局

特にございません。

○会長

それではこれですべての議題が終了いたしましたので、本日の都市計画審議会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。